

令和４年３月議会（教育委員会４月定例会報告）

会期：令和４年３月２日（水）～令和４年３月２８日（月）

■一般質問 資料No.1

1 海野富男 議員

(1) コミュニティ・スクール１年目の取組について

- ① 1年目の取組の現状と成果，及び課題について
- ② コミュニティ・スクールへの関心と理解を深めるための手立てについて
- ③ コミュニティ・スクールを機能させるために果たすべき「校長の役割」及び必要な「委員の心構え」について
- ④ 学校関係者評価員の行う「学校関係者評価アンケート」の目的，成果，課題，及びアンケート作成上の留意事項について
- ⑤ 学校運営協議会とPTAの関連性と役割の違い，及び学校経営上の位置づけについて

(2) 小中学生におけるネットいじめの未然防止と早期発見・早期対応について

- ① 家庭におけるネット環境の現状と課題，及び対応について
- ② ネットいじめの特徴と問題点について
- ③ いじめの認知件数と解消率，及びネットいじめの件数と事例について
- ④ ネットいじめの未然防止策の現状と課題，及び早期発見・早期対応の取組状況の点検評価と充実について
- ⑤ 必要となる学習用端末の活用ルールの再確認について

2 宇田貴子 議員

(1) コロナ禍の中でも安心できる学校に

- ① 小学校をリモート対応にした判断とその効果について
- ② 通常登校開始の判断について
- ③ 教職員と濃厚接触者へのPCR検査の実施など市独自の取り組みについて

3 井坂涼子 議員

(1) コロナ禍における本市の教育環境について

- ①-1 リモート学習の現状と今後の課題について
- ①-2 現状を踏まえて今回のリモート学習に向けた課題，今後の方向性について
- ② 授業時数の確保について
- ③ タブレット端末のさらなる利活用によるリモート学習の拡充について
- ④ 今後のタブレット端末の持ち帰りについて

4 樋之口英嗣 議員

(1) 「選ばれるまち」の市民サービスについて

①市文化施設について

■代表質問（詳細については、別表のとおり）

●多数の会派から質問があったもの 資料No.2

1 学童クラブについて

【新生ふるさと21, 日新クラブ, 公明党議員団】

2 公立幼稚園での幼児教育について

【未来ひたちなか, 公明党議員団】

3 コミュニティ・スクールについて

【未来ひたちなか, 新生ふるさと21, 日新クラブ, 公明党議員団】

4 ひたちなか未来塾について

【未来ひたちなか, 新生ふるさと21】

5 学校給食費の公会計について

【未来ひたちなか, 新生ふるさと21, 日新クラブ】

6 ICT教育について

【未来ひたちなか, 新生ふるさと21, 日新クラブ】

7 中央図書館建て替えについて

【未来ひたちなか, 新生ふるさと21, 日新クラブ, 公明党議員団】

8 閉校となった小中学校の跡地利用について

【未来ひたちなか, 新生ふるさと21, 公明党議員団】

9 魅力ある学校づくり事業について

【新生ふるさと21, 公明党議員団】

●上記以外の代表質問 資料No.3

1 日新クラブ

・保幼小接続について

2 公明党議員団

・小学校5・6年生を対象とした学習支援事業について

No.	質問議員	質問要旨	答弁内容
1	海野富男議員	<p>(1) コミュニティ・スクール1年目の取組について</p> <p>①1年目の取組の現状と成果、及び課題について</p> <p>②コミュニティ・スクールへの関心と理解を深めるための手立てについて</p> <p>③コミュニティ・スクールを機能させるために果たすべき「校長の役割」及び必要な「委員の心構え」について</p> <p>④学校関係者評価員の行う「学校関係者評価アンケート」の目的、成果、課題、及びアンケート作成上の留意事項（項目の観点と評価基準、自由記述を含めたアンケート結果の分析・議論、結果の活用と情報提供等）について</p> <p>⑤学校運営協議会とPTAの関連性と役割の違い、及び学校経営上の位置づけについて</p>	<p>令和3年3月に「ひたちなか市学校運営協議会規則」を制定し、市内全25校に学校運営協議会を設置している。今年度は各校とも、全3回の協議会を開催し、校長の学校運営方針の承認や学校や地域の抱える課題について協議を行っている。</p> <p>成果については、学校と地域が情報共有や役割分担により、一体となって課題に取り組み、双方が同じ方向に向かって子どもを教育していく体制づくりができた。また、教員の多忙化の対応策を協議したことで、保護者や地域の理解が深まったとの報告を受けている。</p> <p>課題については、協議会制度を学校職員や保護者、地域住民に理解していただき、当事者意識をもって積極的に協議会に参画していただく。課題解決に向けては、協議会制度の周知や委員・関係者の研修会を実施するなど協議会を支援していく。</p> <p>今年度は、全校に設置された学校運営協議会を地域住民の方に紹介するために、教育委員会が市ホームページや市報に情報を掲載し、周知を行った。また、教職員向けには、指導課発行の広報誌にて協議会について紹介してきた。さらに、地域学校協働活動推進員を希望のあった14校の協議会に派遣し、助言を行った。次年度は、全校の協議会へ派遣していきたい。</p> <p>各学校では、協議会開催を自校のホームページや学校便りへの掲載、保護者への配付、地域住民へ回覧し、関心と理解を深められるよう努めてきた。</p> <p>学校教育法では、「校長は校務を司り、所属職員を監督する」と定められており、校長の責任と権限に基づいて学校運営がなされている。</p> <p>校長の役割は、委員に対し、学校の教育ビジョンを明確に示し、意識や取組の方向性について委員と共有を図ることである。そのために、校長は、学校の実態を的確に捉え、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが求められる。また、学校運営協議会会長と連携を密に図ることで、協議会の開催目的が明確になり、円滑に機能していくと考えている。</p> <p>委員の心構えについては、校長が示した学校運営方針の承認を通して、校長とともに協働する体制を構築していくことが重要であると考えている。複雑化・多様化する教育課題に対応するため、自らが学校運営に積極的に参画することによって、学校をより良いものにしていくという当事者意識と意欲をもって、学校とともに行動していただくことが大切であると考えている。</p> <p>目的については、保護者や地域住民などの学校関係者が、自己評価の客観性・透明性を高めること、教職員と地域住民・保護者が学校運営の現状と課題について共通理解を図り協力することで、教育活動その他学校運営の改善が適切に行われるようにすること。</p> <p>成果としては、様々な課題が学校運営協議会で共有され、解決の対策を協議し、具体的改善につながっている。また、次年度の学校運営の基本方針等に生かされ、委員の参画意識の向上にもつながっている。</p> <p>課題としては、学校運営改善のための学校評価が形骸化しないようにすること。学校の課題を探すことだけに視点を置くのではなく、学校の良さや頑張っているところはどこかという共感的・支援的な認識で評価に臨んでいただくことが大切である。</p> <p>作成上の留意点については、学校関係者評価は学校の自己評価の結果について評価を行うことを基本としており、評価項目は、学校運営や教育課程・学習指導に関する事など、各学校で設定している。そのため、留意事項としては、協議会と学校関係者評価を一体的に推進し、成果や課題の共有、取組の改善に生かし、学校運営の評価・改善サイクルの充実を図るための項目を設定することが大切であると捉えている。アンケート結果については、協議会で分析・議論しながら学校運営の改善を図るとともに、改善策を学校便り等で保護者や地域住民に周知している。</p> <p>PTA役員が学校運営協議会に委員として参画することにより、学校運営にPTAの意向を反映したり、協議会がPTAの協力を求めたりするなど、互いに補完し合いながら、学校・家庭・地域の連携が一層推進されることが期待される。</p> <p>役割の違いについては、協議会は法律に基づいて一定の権限が付与され協議を行う役割に対して、PTAは保護者と教職員でつくられた主体的・自主的な団体として、子どもにたちに関わる教育活動を具体的に行動していく役割があるという点に違いがある。</p> <p>学校経営上の位置づけについては、校長が「地域とともにある学校づくり」を推進する上で、家庭や地域社会との信頼・協働関係を構築することは非常に重要なものであるため、協議会は地域との関係を構築し、地域人材、資源等を生かした学校運営を実現するために欠かせない組織である。一方、PTAは、学校と家庭との連携により、保護者と教職員が児童生徒の健全な育成を図るために、学校運営の活動を支援する組織である。協議会とPTAは、学校経営上の位置づけは異なるが、どちらも重要な組織であると認識している。</p> <p>今後、学校と地域が「一体的」に取り組む推進体制を構築し、「これからの時代を生きる子供たちの教育のために」協議会制度の推進ができるよう努めていく。</p>

1
海野富男
議員

<p>(2) 小中学校におけるネットいじめの未然防止と早期発見・早期対応について</p> <p>①家庭におけるネット環境の現状と課題、及び対応について</p>	<p>家庭におけるネット環境については、令和3年8月時点において、市内全児童生徒のうち、Wi-Fiのネット環境が整っている家庭は、全体の95.8%となっている。令和3年度の児童生徒の通信機器等に関する調査では、家庭においてパソコンやゲーム機器も含めてインターネットに接続できる通信機器を所持している本市の小学校第4学年から中学校第3学年までの児童生徒の割合は、小学校等で84%、中学校等で91%となっている。また、携帯電話・スマートフォンの所持率は、小学校等で54%、中学校等で81%となっている。</p> <p>教育委員会では、令和3年4月より、1人1台タブレット端末の活用が始まり、夏季休業や臨時休業期間に家庭への持ち帰りを実施するに当たり、家庭でのネット環境の整備を早急に進めていくことを課題として対応してきた。ネット環境が整っていない家庭には、可能な範囲で準備を進めていただけるよう保護者に理解と協力をお願いするとともに、Wi-Fi通信のためのモバイルルーターを貸し出し、市内全児童生徒が家庭においてもタブレット端末を活用できるように対応している。</p> <p>また、臨時休業期間やリモート学習期間中には、児童生徒の預かりを全学校で実施し、学校のネット環境を利用してのリモート学習も可能として対応している。</p>
<p>②ネットいじめの特徴と問題点について</p>	<p>社会の情報化が進展する中で、インターネット上の掲示板やアプリ等のSNSツールは、文章や画像等、多様に存在している。児童生徒の通信機器の利用状況を、保護者や教職員等の身近な大人が詳細に把握することは困難な状況にあるため、ネットいじめは、発見しづらい特徴がある。また、インターネット上の匿名性による書き込みやすさにより、誹謗中傷や個人情報に関する書き込みが安易にできてしまうことも特徴として挙げられる。さらに、インターネット上に一度流失した書き込みや画像は完全に削除することが極めて難しいという特徴もある。</p> <p>このような特徴があるため、学校におけるネットいじめの早期発見や実態把握が非常に難しく、加害者の特定が難しいケースや、書き込みや画像を回収し、完全に削除されたことを学校や保護者が確認することが困難なことが問題点である。</p>
<p>③いじめの認知件数と解消率、及びネットいじめの件数と事例について</p>	<p>本市の今年度のいじめの認知件数は、1月末現在、小学校等で673件、中学校等で111件です。いじめの解消の判断に当たっては、いじめ防止対策推進法に則り、「いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること」、「いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められ、被害児童生徒及びその保護者に対して、心身に苦痛を感じていないかを面談等により確認すること」の2点が満たされている必要がある。法が示す相当の期間とは、3か月を目安としているため、1月末現在において、解消の判断ができるのは、令和3年10月までに認知したいじめが対象となり、解消率は小学校等で68%、中学校等で52%となっている。令和3年11月以降に認知したいじめについても、法に則った対応を進めながら、慎重に解消の判断をしている。</p> <p>また、本市の今年度のネットいじめの認知件数は、1月末現在、小学校等で8件、中学校等で8件です。その内容については、「ネット上で、なりすましをされて、困るような情報を書き込まれた」、「SNS上のグループから外された」、「SNS上に悪口を書き込まれた」、「オンラインゲームで対戦相手から悪口を送信された」、「SNS上に書き込みをしても誰からも返信がなかった」等です。</p>
<p>④ネットいじめの未然防止策の現状と課題、及び早期発見・早期対応の取組状況の点検評価と充実について</p>	<p>ネットいじめの未然防止策の現状については、各学校では、情報モラル教育を各教科や総合的な学習の時間等の中に位置付け、生徒指導と連携して実施している。更に、県メディア教育指導員や警察関係職員等に協力を得て情報モラル教室を実施し、具体的なネットトラブルの状況等、実感が伴う内容で指導している。</p> <p>タブレット端末の利用における未然防止の対応としては、タブレット端末にログインする際に児童生徒が所持している個別の「QRコード」を使用するため、他の者のデータを確認することができないようにするなど、ネットいじめの未然防止に努めている。</p> <p>課題としては、今年度からタブレット端末を使用していることから、「ネットいじめは、簡単にいじめの加害者にも被害者にもなってしまうという意識を児童生徒がもてるようにすること」など、全学級でネットいじめについて話し合い、ネットいじめに対する意識の高揚を図る取組が重要であると考えます。</p> <p>早期発見・早期対応の取組状況の点検評価と充実については、児童生徒がインターネットにアクセスした際トラブルに巻き込まれる場合の多くは学校外で発生していることから、学校と家庭との緊密な連携が必要である。今年度は、小学校第4学年から中学校第3学年までの児童生徒の家庭における通信機器の安全な利用に関してのルールづくりを行った。また、各学校では、スマートフォン等の利用について、定期的な生徒指導便りやリーフレット等を家庭に配付するなど、ネット利用の危険性やフィルタリングの必要性、家庭での約束事を決めるための話し合いの大切さ等を伝え、保護者への啓発を図ってきた。</p> <p>早期発見・早期対応を図るためには、児童生徒には、日頃からいじめを受けたときは、自分一人で抱え込まず、信頼できる大人に相談するように指導している。また、毎年4月には、全児童生徒に対し、QRコードを掲載した教育研究所の相談カードを配付している。</p> <p>点検評価と充実については、教育委員会では毎月各学校からいじめ報告書の提出を求め、各学校の対応状況を確認して情報を共有し、指導・助言や早期対応の徹底を図っている。今後も、教育委員会と学校が保護者や相談機関と連携を図りながら、早期発見・早期対応の取組を充実させていく。</p>
<p>⑤必要となる学習用端末の活用ルールの再確認について</p>	<p>今年度始めに、教育委員会でタブレット端末の使用時のルールを作成し、学校では児童生徒に対して正しく活用できるように指導してきた。さらに、家庭でタブレット端末を使用する際には、保護者には学校からのお便りを通して、家庭におけるタブレット端末使用時のルールについて理解と協力を依頼してきた。</p> <p>次年度も4月に、各学校において児童生徒に対しルールを再確認するとともに、保護者に対しても改めてルールをお知らせし、理解と協力を得て、児童生徒がタブレット端末を安全・安心に活用できるように取り組んでいく。</p>

<p>2 宇田貴子 議員</p>	<p>(1) コロナ禍の中でも安心できる学校に ① 小学校をリモート対応にした判断とその効果について ・リモート授業とする判断に至った時点での市内小中学校の休校数、学級閉鎖数を具体的に示していただきたい。 ・小学校のみ一斉のリモート対応にし、中学校は通常登校を続ける判断をした根拠を伺う。 ・感染を防止するうえで、全小学校をリモート対応にした効果をどのように考えているか</p>	<p>全小学校をリモート対応にする判断に至った時点での本市の全小中学校の休校数、学級閉鎖数及び陽性者数ですが、休校した学校はありません。1週間単位においての学級閉鎖となった学級及び陽性者数は、1月10日から16日で5学級13人、1月17日から23日で12学級31人、1月24日から30日で7学級66人で、3週間で合計24学級です。このように、1月中旬より市内の小学校において、児童の陽性者数が急増してきました。 そのような状況の中、学校における陽性者の9割が児童であることや、検査キットの不足から検査が出来なくなる状況になってきたことから、小学校・義務教育学校前期課程において、児童同士の接触を極力減らし、学級内からの感染拡大を防止する目的で、小学校のみリモート対応とした。 学校は、本来、顔と顔を合わせて、議論などを行う場であり、対面授業を維持できればと考えたが、卒業式・修了式などのある3月までの早い時期に感染を収束させるためにも、1月31日からリモート対応にした。中学校・義務教育学校後期課程においては、急速な感染拡大の傾向がみられなかったことから、通常授業とした。</p>
	<p>②通常登校開始の判断について ・事態がより深刻になっている状況の中で、小学校を通常登校に戻したことの判断について</p>	<p>リモート対応とする直前の週における、児童の陽性者数の一日平均が、8.4人に対し、リモート対応中の週における陽性者数の一日平均が4.3人と減少したことから、一定の効果が見られたものと認識している。また、学校が感染源となってしまうことで、多くの児童が感染する事態を防げたことも、今回、リモート対応にした効果の現れであると捉えている。 小学校を通常登校に戻したことの判断については、本県の児童の感染が一定程度抑えられた状況で、2月16日に県より対策の緩和が要請された。本市においても、小学校における新規陽性者数が、1月31日からのリモート対応期間1週目で一日平均5.4人、1月24日から1月30日のピーク時の一日平均8.4人と比べ、減少傾向になっている。3月という学年の締めくくりの重要な時期であり、子どもたちと一緒に過ごさせたいという考えから、登校再開の判断をした。また、今回のリモート対応及び登校再開に関しましては、隣接市町村教育委員会の動向や校長会での学校側の意見を集約し、総合的に判断した。 今後も、市内各校において、基本的な感染予防対策を引き続き徹底することで、児童生徒にとって安心して生活できる学校づくりに努めていく。</p>
	<p>③教職員への定期的なPCR検査と濃厚接触者への迅速なPCR検査の実施をコロナ感染が広がる中で学校教育を続けていくためには、教職員への定期的な検査、感染者が出た場合のクラス全員の速やかな検査が必要であるため、市独自の取り組みについて</p>	<p>第6波による感染急拡大に伴い、検査キットが不足するなど、検査体制がひっ迫している。このため、茨城県では、医療機関等における症状がある方を優先して対応するため、令和4年2月5日から薬局等での無料検査とともに学校等の一斉検査についても一時停止する方針を打ち出した。 本市においても、医療機関における検査体制の確保を最優先とし、国から学校に配布された抗原検査キットの一部を医師会に提供した。現時点において、教職員を対象とした定期的な検査を実施するための検査キットを必要量確保できる見通しが立っていないのが現状である。 そのため、教職員については、引き続き、日々の健康観察を徹底と、職員室の事務机へのパーティションの設置など、さらなる感染予防対策に努めていく。また、ワクチンの3回目追加接種についても、教職員を対象とした県の大規模接種会場での優先接種を行い、可能な限り速やかな追加接種の促進を図っている。 こうした中、感染者が発生したクラスの児童生徒に対するPCR検査の実施は、現在、県による学校での一斉検査が一時停止されていることから、クラスで感染者が発生した際は、1名の場合には3日間、複数名の場合には5日間の学級閉鎖とする措置をとっている。 今後も引き続き、国・県の動向を注視するとともに、保健所とも調整を図りながら、教職員及び児童生徒の感染予防に努めていく。</p>
<p>3 井坂涼子 議員</p>	<p>(1) コロナ禍における本市の教育環境について ①-1リモート学習の現状と今後の課題について ・今回の3週間のリモート学習での現状をどのように捉えているのか、また授業内容に違いがあった理由に対して見解について</p>	<p>今回のリモート学習の現状について、すべての小学校等で統一した内容は4点です。 1つ目、学校生活のリズムを維持するため、時間割りどおりの授業で原則実施する。2つ目、1日の時間割りのうちの2コマはタブレット端末を活用した同時双方向型でのオンライン授業を実施する。3つ目が、同時双方向型以外に、いばらきオンラインスタディなどの授業動画、プリントや教材配付などを組み合わせ、主体的な学びにつなげる。4つ目が、健康面に配慮して30分以上タブレット画面を見続けられないような学習にすることです。 授業内容に違いがあったことについては、安定して送受信できる通信環境などの各学校の実態に合わせて、同時双方向型授業とプリント、動画と課題配信と、それらの学習を組み合わせ学校が計画を立てたことで、それぞれの学校や学年の実態に合った授業方法、授業内容になった。 しっかりと記憶に残るための紙面と、大まかに情報を捉えスピード感を大切にするタブレット学習の併用は有効的な学習方法の一つである。</p>
	<p>①-2現状を踏まえて今回のリモート学習へ向けた課題、今後の方向性について</p>	<p>リモート学習に対する児童アンケートの結果によると、目の疲れや通信環境の途切れ、オンライン授業に対する集中力が持続しないこと等が挙げられた。また、大規模校における全学年一斉での同時双方向型のオンライン授業は通信環境が不安定になることもわかった。 今後の方向性は、目の疲れ等の健康面を配慮したタブレット端末を活用する時間、発達段階を考慮しながら集中力を持続し、児童生徒と教師がコミュニケーションを図れるリモート学習内容について検討する。今回のリモート学習期間の取組をICT推進委員会、教務主任会等で協議し、学年ごとにモデルプランを作成し、さらに充実したリモート学習の準備をしていく。</p>
	<p>②授業時数の確保について ・3週間のリモート学習の不足分の授業時数を取り戻せるのか、取り戻せなかった場合の対応について</p>	<p>臨時休業等に備えて、各学校では行事の精選や効率化等で学習時間を確保するとともに、リモート対応でも学習を進めてきた。今後どの学校においても学習の定着を確認しながら、未履修、履修もれのないよう、計画的に授業を行うよう指導している。</p>

3	井坂涼子 議員	③-1タブレット端末のさらなる利活用によるリモート学習の拡充について ・通常授業時において欠席者に対するリモート学習の環境整備の見解について	現在、学級閉鎖や不登校、濃厚接触等で自宅待機をしている児童生徒がいる場合、タブレット端末を持ち帰り、自宅で学校の授業等を受けられるように環境整備を進めてきた。小学校の1月31日からのリモート対応に合わせて、市内の児童生徒を授業目的公衆送信制度に市費により加入させ、教科書やデジタル教科書等の必要な著作物を無許可・無償で送信できるようになった。このことにより、学校と家庭をつなぐ授業送信の制限が緩和でき、本市でも登校できない児童生徒に何らかのリモート対応ができるようにしている。
		③-2今後のタブレット端末の持ち帰りについての計画について	一人一台タブレット端末の整備、活用の初年となった今年度は、学校教育での活用を最優先に、家庭での活用については、試行として長期休業期間と臨時休業にタブレット端末を持ち帰ることとした。これまで家庭へ持ち帰った期間は、夏休みと9月のリモート学習期間、冬休み、1月31日から2月18日までの小学校等でのリモート学習期間、2月24日から3月2日までの中学校3年生等の分散登校と組み合わせたリモート学習期間です。3月25日から始まる春休みにも卒業学年以外は持ち帰りを予定している。 今後の計画としまして、授業日並びに週末等における平常時のタブレット端末持ち帰りを検討している。児童生徒・保護者アンケート調査において、一番の課題は、荷物の負担です。一方で、タブレット端末持ち帰りの効果として、家庭学習に意欲的に取り組むことができた、家庭学習の時間が増えた等の肯定的な意見もあった。平常時に持ち帰る場合には、持ち帰り日や学校または自宅に置いておく学習用具・荷物等について、負担を軽減できるような手立てを検討していく。
4	樋之口英嗣 議員	(1)「選ばれるまち」の市民サービスについて ①市文化施設について 文化の醸成は、シビックプライドの醸成に繋がるものと考えているが、本市の文化施設（図書館建設も含め）の今後のあり方について、どの様に市長は考えているのか。	東日本大震災により本市においても甚大な被害が発生し、文化施設である「ふるさと懐古館」についても、その影響から解体せざるを得ない状況となってしまった。その後、平成30年4月に那珂湊支所の建て替えに合わせ、那珂湊地区の文化や歴史に親しむ環境を継続させていくため展示室を併設し、毎年、文化財等の展示を行ってきた。今後も企画展示については、地域の文化や歴史を知っていただく機会として、更なる充実を図っていく。 そのほか、埋蔵文化財調査センターや武田氏館において、本市の文化財や歴史的に価値のある展示物等を多くの方々に鑑賞・体感していただいている。 また、図書館についても、多くの方々に居心地よく利用していただける魅力的な図書館の建設に向けて検討を進めている。 こうした文化施設は、本市にとって文化の創造、交流、発信の拠点であり、地域の方々の身近な文化活動の場であることから、引き続き施設の活用や環境整備などに取り組むことは、大変重要なことであると考えている。 またその一方で、子どもたちが八朔(はっさく)祭り(まつり)囃子(ばやし)や磯節等、今に続く本市の貴重な伝統文化を体験する「伝統文化継承事業」や市埋蔵文化財調査センターの専門職員から講義を受けながら、本市の遺跡等を探索し古の営みや足跡を学ぶ「ふるさと考古学」などを実施することで、郷土愛を育む機会を提供していくことも大切であると考えている。 今後も皆様に「選ばれるまち」を目指し、子どもたちをはじめ多くの方々が、本市の文化に対し興味・関心を持ち、郷土愛が醸成されるような文化活動の充実に取り組んでいく。

No.	質問事項	質問議員	質問要旨	答弁内容
1	学童クラブについて	大内聖仁 議員 (新生ふるさと21)	これまで学童クラブではクラスターは発生していないが、その要因をどう分析しているか	これまで学童クラブにおいて、クラスターが発生していない要因については、支援員が毎日机や椅子、児童が遊んだトランプなど、丁寧に消毒作業を行っていることが挙げられる。また、支援員は利用児童に対して、入室時の検温やマスク着用の徹底のほか、こまめな手洗いと手指消毒を指導してきた。さらに、家庭においては児童の健康観察に十分注意していただき、少しでも体調の変化があった場合は、学童クラブの利用を控えるなど、支援員、利用児童、保護者が一体となって、感染予防に取り組んでいる結果と考えている。 今後、春休み期間になると学童クラブは午前8時からの開設となり、大勢で昼食を取ることや4月からは新一年生も学童クラブを利用することから、これまで以上に感染予防対策を徹底し、学童クラブの運営を行っていく。
		北原祐二 議員 (日新クラブ)	支援員の働きやすい環境づくりや人材の定着に向けた具体的な内容と今後の進め方、また、利用時間を含む今後の方向性について伺う	支援員の働きやすい環境づくりや人材の定着に向けた具体的な内容と今後の進め方については、令和4年度は利用児童の増加が見込まれるため、会計年度任用職員は今年度より5名増の114名を任用する予定です。また、夏休みをはじめとする長期休業期間は、長時間の開設であり、時間帯によっては一部の学童クラブで人員が不足し、支援員の負担が増加することから、令和4年度は必要に応じて人材派遣会社も活用しながら、支援員の負担が増加しないよう、配慮していく。 このような取り組みにより、働きやすい環境を作り、人材の定着につなげてまいりたいと考えている。 次に、利用時間を含む今後の方向性については、公立学童クラブは、基本的に午後6時までを開設時間としているが、やむを得ない事情で迎えに間に合わない場合は、支援員が勤務を終了する午後6時30分まで弾力的な運用で対応している。 こうした現状の中で、利用時間の延長については、お迎えの状況、支援員の勤務体制、さらには民間事業所への影響など、さまざまな観点から検討する課題であると考えてい
		雨澤正 議員 (公明党議員団)	公立学童クラブについて ・現状の申し込み数と受け入れ体制の状況について ・特別な支援を必要とする児童の受け入れについての現状と課題、今後の取り組みについて	現状の申し込み数と受け入れ体制の状況は、3月1日現在で新一年生を含めた令和4年度の利用承認児童数は2,275名となっている。また、現時点において、待機児童は発生していません。 特別な支援を要する児童の受け入れについての現状と課題、今後の取り組みについては、必要に応じて保護者と支援員のほかに担当職員を含めて三者面談を行い、学童クラブで生活する上での注意点を確認するとともに、児童の特性によっては、障害福祉課と連携し、みんなの未来支援室での相談や放課後デイサービス利用の案内をしている。また、特別な支援を要する児童が在籍する学童クラブへは、支援員の追加配置している。
2	公立幼稚園での幼児教育について	大内健寿 議員 (未来ひたちなか)	公立幼稚園での3歳児からの幼児教育の実施について伺う ・3歳児の入園状況等 ・3歳児からの幼児教育の取組	公立幼稚園については、那珂湊第三幼稚園の園舎増築工事が完了し、令和4年度より全ての園で3歳児の受入が可能となった。新年度に3歳児クラスへ入園を希望している児童数は、現在40名であり、3歳児からの幼児教育に一定のニーズがあったものと認識している。 3歳児は、運動機能の発達により、基本的な動作が一通り出来るようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立出来るようになる時期である。また、理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まり、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになっていく。公立幼稚園においては、こうした3歳児の発達の特徴を踏まえ、園児一人ひとりの成長と集団としての活動の充実が図れるようなカリキュラムを幼稚園教育要領に従って系統的に実践している。 今後も園児の学ぶ力を育みながら、小学校への円滑な接続を見通した幼児教育に取り組んでいく。
		雨澤正 議員 (公明党議員団)	公立幼稚園での3歳児からの幼児教育の具体的な取組について	公立幼稚園は、那珂湊第三幼稚園の園舎増築工事が完了し、令和4年度より全ての園で3歳児の受入が可能となった。 3歳児は、運動機能の発達により、基本的な動作が一通り出来るようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立出来るようになる時期です。また、理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まり、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになっていきます。公立幼稚園においては、こうした3歳児の発達の特徴を踏まえ、園児の成長と集団としての活動の充実が図れるようなカリキュラムを幼稚園教育要領に従って系統的に実践している。
		雨澤正 議員 (公明党議員団)	公立幼稚園での特別支援教育の現状と取組について	現在、公立幼稚園では、全ての園児が障害等の有無に関わらず、教育活動に参加することを可能とするため17名の介助員を配置し、インクルーシブ教育の環境を整えている。また、各園では支援が必要な園児の特性に合わせた幼児教育を実施していくため個別の教育支援計画を策定し、園全体で共有し、組織的に特別支援教育に取り組んでいる。 今後も、幼稚園教諭の特別支援教諭免許取得や外部講師を招いての研修会等を実施し、教諭の資質向上等を図りながら公立幼稚園の特別支援教育の取り組みを推進していく。

3 コミュニティ・スクールについて	大内健寿 議員 (未来ひたちなか)	コミュニティ・スクールの進捗状況や課題について	<p>令和3年3月に「ひたちなか市学校運営協議会規則」を制定し、6月に教育委員会では、各学校から報告された委員の委嘱を行い、市内全小・中・義務教育学校に学校運営協議会を設置した。今年度は、市内全校において全3回の協議会を開催した。各校の協議会では、校長の学校運営方針の承認や、学校や地域の課題について協議を行った。また、設置された協議会について地域住民や保護者、学校職員に周知するために市ホームページや市報等で広報した。さらに、本市の地域学校協働活動推進員を希望のあった協議会に派遣し、協議内容への助言を行った。</p> <p>課題としては、協議会制度の理解促進と捉えており、学校職員や保護者、地域住民への周知活動の継続や、協議会委員や関係者へ研修会を次年度実施し、各校での協議内容が深められるように支援していく。</p>
	大内聖仁 議員 (新生ふるさと21)	初年度の全体的な取組と、効果、今後の課題について	<p>令和3年3月に「ひたちなか市学校運営協議会規則」を制定し、6月に教育委員会では、各学校から報告された委員の委嘱を行い、市内全小・中・義務教育学校に学校運営協議会を設置した。今年度は、市内全校において全3回の協議会を開催した。各校の協議会では、校長の学校運営方針の承認や、学校や地域の課題について協議を行った。また、設置された協議会について地域住民や保護者、学校職員に周知するために市ホームページや市報等で広報した。さらに、本市の地域学校協働活動推進員を希望のあった協議会に派遣し、協議内容への助言を行った。</p> <p>課題としては、協議会制度の理解促進と捉えており、学校職員や保護者、地域住民への周知活動の継続や、協議会委員や関係者へ研修会を次年度実施し、各校での協議内容が深められるように支援していく。</p>
	北原祐二 議員 (日新クラブ)	今年度のコミュニティ・スクールの活動状況と課題、今後の進め方について	<p>令和3年3月に「ひたちなか市学校運営協議会規則」を制定し、この規則に従い各学校から委員候補の報告を受け、6月に教育委員会では、各学校から報告された委員の委嘱を行い、市内全小・中・義務教育学校に学校運営協議会を設置した。今年度は、市内全校において、全3回の協議会を開催した。各校の協議会では、校長の学校運営方針の承認や、学校や地域の課題について協議を行った。</p> <p>課題としては、協議会制度の理解促進と捉えている。理解促進のために、学校職員や保護者、地域住民に対しての周知活動の継続や、協議会関係者に向けての研修会を次年度実施し、各校での協議内容が深められるように支援していく。</p> <p>今後の進め方については、次年度は市内各校で全4回の協議会を開催予定です。協議会委員や関係者に向けての研修会を実施し、本制度の理解をさらに深め、地域と組織的な連携・協働体制が継続できるように進めていく。</p>
	雨澤正 議員 (公明党議員団)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の現状と取組について ・「コミュニティ・スクール」導入による現状と効果について 	<p>今年度、市内全ての学校に設置した学校運営協議会の委員には、保護者や地域住民、学識経験者等、学校とともに行動できる委員を6月に委嘱した。美乃浜学園は9名、その他の小・中学校は5名、計129名となっている。その他、校長と校長以外の教職員が委員となっている。</p> <p>今年度は各校において、全3回の協議会を開催した。各校の協議会では、校長の学校運営方針の承認や、学校や地域の課題について協議を行ってきた。</p> <p>コミュニティ・スクール導入による現状については、今年度の協議会の一例を紹介すると、「自治会やコミュニティ組織との連携方法や情報交換をすることで役割分担が明確になった」等の報告がされている。また、子供たちの通学路の安全について、学校・保護者・地域住民が一体となって関係機関に働きかけを行い、次年度も働きかけを継続していくという事例もあった。</p> <p>コミュニティ・スクールにおける期待される効果については、地域との組織的な連携・協働体制が継続できること、学校・保護者・地域住民等の関係者が課題に対して当事者意識をもって関われること、地域でどのような子どもを育てていくかなどのビジョンを共有できることと捉えている。</p> <p>今後も、本制度の理解をさらに深め、地域と組織的な連携・協働体制が継続できるように進めていく。</p>

4	ひたちなか未来塾	大内健寿 議員 (未来ひたちなか)	これまでの効果及び課題、今後の取組について	<p>今年度から、市内全ての小学校等に拡大し実施している。対象は学習塾に通っていない5・6年生で、保護者の迎えが可能な児童である。今年度は、市全体で5年生172名、6年生99名が参加し、ボランティアの方51名の協力を得て実施してきた。コロナ感染拡大防止の対策でリモート学習をした期間は中止としたため、実施回数は8回程度となりました。個別指導により、日頃家庭で行っている反復学習や問題を振り返る時間を確保することで、基礎的基本的な内容を反復することの重要性や、根気強く問題に取り組むことの大切さを知る機会となり、自立学習への習慣づけの一助となっている。</p> <p>今年度の課題としては、ボランティアの方が複数校担当しているため、学校の臨時休業等でひたちなか未来塾が休止となった場合、振替日を設定することができなかつたことがあげられる。</p> <p>今後の取組としては、事業の充実に向けて、活動休止への代替日設定など学習機会を確保できるよう、ボランティアの確保に努めていく。そして、参加児童やボランティアの意識調査をもとに、学習内容や方法の見直しを行い、自ら学習する習慣づくりや、反復学習の必要性を実感させていく。</p>
		大内聖仁 議員 (新生ふるさと21)	保護者・地域の方に好評である、今後どのように充実させていくのか	<p>市内全ての小学校等に拡大し、5・6年生を対象に放課後の学習支援を実施している。個別指導により、日頃家庭で行っている反復学習や問題を振り返る時間を確保することで、基礎的基本的な内容を反復することの重要性や、根気強く問題に取り組むことの大切さを知る機会となり、自立学習への習慣づけの一助となっている。</p> <p>今後の取組としては、事業の充実に向けて、活動休止への代替日設定など学習機会を確保できるよう、ボランティアの確保に努めていく。そして、参加児童やボランティアの意識調査をもとに、学習内容や方法の見直しを行い、自ら学習する習慣づくりや、反復学習の必要性を実感させていく。</p>
5	学校給食費の公会計について	大内健寿 議員 (未来ひたちなか)	令和6年度からの公会計化によってどのような効果が見込まれるか、未納者の対応について	<p>学校給食費の公会計化については、平成31年1月に国の中央教育審議会答申において、「学校における働き方改革」の具体的な方策の一つとして、その必要性が提言されたことから、全国的に公会計化の流れが広がった。</p> <p>本市の学校給食費の徴収・管理業務は、教職員にとって負担となっていることから、学校における働き方改革のさらなる推進のため、令和6年度からの導入に向けて学校給食費の公会計化を進める。</p> <p>公会計導入の効果としては、学校給食費の徴収管理や未納者対応に関する事務のほか、学校の臨時休業に伴う給食休止時の発注済食材のキャンセルや、給食費の返金事務などにおいても市が主体となって対応する。また、学校給食費の口座振替は、学校ごとに指定された金融機関としていたが、公会計化に伴い、市が指定する9つの金融機関から選ぶことができ、保護者の利便性向上が見込まれる。</p> <p>未納者の対応については、公会計化後は市が担うこととなり、児童手当からの徴収が可能となることや就学援助制度の案内を積極的に行うことが出来るようになるものと考えている。</p>
		大内聖仁 議員 (新生ふるさと21)	学校給食費の公会計化によりどのような効果があるか	<p>これまで本市の学校給食は、学校長の責任により管理を行う私会計としてきたことで、地場産物の活用など、学校の特色を活かした食の指導が可能であった。一方で、給食費の徴収や未納者に対する督促などを学校が行わなければならない。また、新型コロナウイルスの影響により、学校の臨時休業に伴い給食が休止となった場合には給食費を返金するなど、これまででない事務も生じている。</p> <p>今後は、公会計を導入することにより、給食費の徴収・管理のほか、給食休止時の発注済食材のキャンセルや給食費の返金事務についても市が主体となって対応することができる。また、学校給食費の口座振替は、学校ごとに指定された金融機関としていたが、公会計化に伴い、市が指定する9つの金融機関から選ぶことができ、保護者の利便性向上が見込まれる。</p> <p>公会計化後も、これまでの地場産物を取り入れた給食など本市の学校給食の特色を生かしながら、引き続き学校と連携をとりあいながら、令和6年4月からの円滑な実施に向けて準備を進めていく。</p>
		北原祐二 議員 (日新クラブ)	公会計化に向けた具体的な取組み内容と今後のスケジュールについて	<p>具体的な取組内容としては、給食費の徴収・管理を行う業務システムの導入が挙げられる。県内ですでに給食費に公会計制度を適用する市町村では、保護者から学校を通して徴収するケースが多数を占めている。</p> <p>本市では、市が保護者から直接徴収を行うことで、教職員の負担軽減を目指していくため、児童生徒や教職員など学校給食の対象者の情報収集管理を効率的に行う必要があることから、業務システムの導入が不可欠である。</p> <p>次に、食材ごとにどのような調達方法を採用するのかを検討する必要がある。公会計化後においても、地場産物の活用など、これまでの本市学校給食の特色を引き継ぐことができるよう、栄養教諭などの意見を踏まえ、最適な調達方法について検討していく。</p> <p>導入に向けたスケジュールについては、令和4年度は先行事例の調査や業務システムの仕様検討のほか、食材の調達方法に係る学校との調整など、基盤的な整備を進めていく。</p> <p>さらに令和5年度は、保護者宛ての案内や引落口座などの情報収集のほか、条例・規則の整備など、詳細な準備を進め、令和6年4月からの導入に向けて、円滑な移行を目指していく。</p>

6	ICT教育について	大内健寿 議員 (未来ひたちなか)	ICTを効果的に活用した学習活動の効果や課題、コロナ禍でのオンライン授業について、効果や課題、コロナ禍でのオンライン授業について	ICT活用の効果としては、市内教員アンケートの結果から、98%以上が「児童生徒の興味・関心を高めることができた」「わかりやすく説明したり、児童生徒の思考や理解を深めたりすることができた」と実感している。さらに、市内児童生徒アンケートの結果から、8割が操作スキルの向上を実感できていることも効果ととらえている。 教員の課題としては、ICT機器の準備の手間と時間が挙げられる。令和3年5月からタブレット端末の使用を開始し、10月から大型提示装置を導入したが、教員が新しい機器の操作に慣れるのに苦労している状況があり、容易にICTを活用できるようICT教育推進委員会で検討していく。また、児童生徒の課題としては、タブレット端末使用による目の疲れが挙げられる。目の疲れ等の健康面にさらに配慮するために、タブレット端末使用時の約束の見直しを図っていく。 コロナ禍でのオンライン授業については、普段の授業等におけるICT活用や校内研修の実施により、教員のスキルが向上し、授業をスムーズに進めることができるようになってきた。1月31日からの小学校等でのリモート対応では、児童が発表したり意見交換をしたりする同時双方向型のオンライン授業を増やすことができた。 教員のICT活用指導力向上のための研修を計画的に実施し、今後もICTを効果的に活用した学習活動とオンライン授業の備えを充実させていく。
		大内聖仁 議員 (新生ふるさと21)	今後、教育現場への補助をどのように行い、また、強化していくのか伺う。	今後の教育現場への補助としては、これまでのICTサポーターの派遣に加えて、令和4年度から、課題を抱える学校に対して新たにICTの支援員を派遣する。さらに、教育研究所の情報教育アドバイザーの学校訪問回数を増やし、各校におけるICT活用支援の充実を図っていく。その他の補助として、市教育委員会主催の教員研修も継続して実施し、教員のICT活用指導力のさらなる向上を図っていく。 今後の教育現場の補助の強化としては、新たに派遣するICTの支援員が各校のICT活用の取組を学校全体で推進できるような体制づくりを支援していく。今後も、教員のICT活用指導力向上のための研修を計画的に実施するとともに、教員のサポート体制も充実させることで、本市のICT教育の推進を図っていく。
		北原祐二 議員 (日新クラブ)	本市のICT教育のこれまでの成果や評価、今後に向けた考えについて伺いたい。	本市のICT教育のこれまでの成果としては、ハード面、ソフト面、教員のサポート面を一体とした整備によるICT環境の充実が挙げられる。 ハード面は、1人1台タブレット端末の整備、大型提示装置の導入、ネットワークの整備等を行ってきた。ソフト面は、指導者用デジタル教科書、授業支援ソフト、デジタルドリルを活用した授業を推進してきた。教員のサポート面は、ICTサポーターによるICT活用支援、教育研究所の情報教育アドバイザーによる学校訪問や、スマイルスタディサポーターによるタブレットを活用した児童生徒への指導も行ってきた。 本市のICT教育のこれまでの評価としては、学校におけるICT環境を大きく改善することができた一方で、教科等の指導におけるICTの効果的な活用については、学校間や教員間の差が生じていることが課題であると考えている。令和4年度は、課題を抱える学校に対してICT活用支援に係る人材を派遣し、各校のICT活用の取組を推進するための体制づくりを支援していく。 さらに、文部科学省の学習者用デジタル教科書実証事業に市内全校が参加したり、児童生徒が学校や家庭において学習できる文部科学省のCBTシステムを希望する学校が利用したりすることで、ソフト面も充実させていく。 今後もハード面、ソフト面、教員のサポート面を一体とした整備をバランス良く実施することで、本市のICT教育の推進を図っていく。
7	中央図書館建て替えについて	大内健寿 議員 (未来ひたちなか)	中央図書館建て替えについて	老朽化している施設を更新するだけでなく、多くの方に居心地よく利用していただけるよう、遊びと学びを一体的に提供できる機能の充実やICT化への対応のほか、コロナ禍における新たな生活様式に対応した機能など、将来を見据えた新たな図書館機能の検討が課題となっている。 幅広い世代の方から意見を聞くなど、市民ニーズの把握に努めるとともに、図書館整備や運営に精通した有識者等からも意見をいただいている。 今後も、市民や議会等のご意見を踏まえ、市の財政状況や社会情勢を見極めながら、施設規模や整備コストなども含め整備計画の見直しを行い、幅広い世代に親しまれる魅力的な図書館の建設に向けて、引き続き検討していく。
		大内聖仁 議員 (新生ふるさと21)	中央図書館について ・今後の計画のスケジュールを伺う。その際は、既存の計画を見直すのかどうか、どのように検討を行っていくのか。	今後の計画のスケジュールについては、新型コロナウイルス感染症が市の財政に及ぼす影響や他のプロジェクトの進捗も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。これまで検討を進めてきた整備計画は、市の財政状況や社会情勢の変化を踏まえ、施設規模や整備コストなど、さらなる検討が必要である。 また、遊びと学びを一体的に提供できる機能の充実やコロナ禍における新たな生活様式に対応した機能など、新たな図書館機能の検討も課題となっている。 さらに、新年度からは公共施設マネジメントに取り組んでいくことから、市全体を俯瞰した新たな検討プロセスが構築される。こうしたことから、既存計画の精査あるいは見直しが必要になる。このため、今後の検討の進め方については、市民の意見、図書館協議会や有識者等の意見も踏まえ、庁内の検討委員会において、総合的に検討を進めていく。 今後も引き続き、市民や議会等の意見を踏まえ、誰もが利用しやすく、幅広い世代に親しまれる魅力的な図書館の建設に向けて検討を進めていく。

7	中央図書館建て替えについて	中央図書館について	<p>老朽化が進み建て替えを検討している中央図書館は、幅広い世代に親しまれる魅力的な図書館となるよう、遊びと学びを一体的に提供できる機能の充実や、コロナ禍における新たな生活様式へ対応した機能の導入などが検討課題となっているため、市民の意見や図書館整備・運営に精通した有識者等からも意見をいただいている。また、電子図書サービスは、昨今のコロナ禍のなか、いつでも自宅の端末などから気軽に読書ができることから、関心が高まってきている。</p> <p>本市では、新たな生活様式やICT化など、図書館に求められる新たな機能の一つとして、近隣市町村の状況や市民ニーズなどを踏まえ、検討を進めていく。</p> <p>今後は、あらゆる世代にとって居心地の良い図書館となるよう、市の財政状況や社会情勢を見極めながら、引き続き検討を重ねていく。</p>
		建て替えを計画している中央図書館について	<p>老朽化施設の更新だけでなく、多様な利用者ニーズに対応し、多くの方に居心地よく利用していただけるよう、遊びと学びを一体的に提供できる機能の充実やICT化への対応のほか、コロナ禍における新たな生活様式に対応した機能など、将来を見据えた新たな図書館機能の検討が課題となっている。また、市の財政状況や社会情勢を踏まえ、必要な施設規模や整備コストの見直しを行うことも課題となっている。</p> <p>こうした現状を踏まえ、候補地選定も含めて、引き続き総合的に検討を進めていく必要があることから、様々な機会を捉えて市民の意見を聞くなど、市民ニーズの把握に努めるとともに、図書館整備や運営に精通した有識者等からも意見をいただいている。</p> <p>今後も引き続き、市民や議会等の意見を踏まえ、誰もが利用しやすく、幅広い世代に親しまれる魅力的な図書館の建設に向けて検討を進めていく。</p>
8	閉校となった小中学校跡地利用について	旧阿字ヶ浦中学校跡地利用、地域交流センターの進捗状況について	<p>旧阿字ヶ浦中学校の跡地活用については、地域の方々や庁内関係課からなる「阿字ヶ浦中学校跡地利用検討部会」をこれまで計5回にわたり交流施設の開館に向けた話し合いを進めてきた。検討部会では、施設の管理運営体制の構築や管理運営の実務者の選定など話し合いを重ね、開館に向けて準備を進めてきた。ハード面の整備については、防火設備の改修や大会議室の間仕切の撤去のほか、Wi-fi環境の整備など、地域への移管に向けた工事を進めており、令和4年度早々には完成予定となっている。</p> <p>今後は、開館に向けて施設運営に係る全般の業務や施設の貸し出しに関する業務など、地域の方々と連携しながら準備を進めていく。</p>
		廃校活用の市としての考えを問う	<p>閉校となりました小中学校の跡地活用については、庁内に「ひたちなか市学校施設跡地活用検討委員会」を設置し市全体の施策との整合性や地域の活性化など、様々な観点から利活用の可能性を検討してきた。議員提案の文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」の事例は、主に民間事業者を対象としている。</p> <p>本市の学校跡地の利活用を進めていく上での基本的な考え方の1つ目は、学校跡地は市民共有の貴重な財産であり、中長期的な視点に立ち、総合計画におけるまちづくりの将来都市像や市の重要施策との整合性に留意し、全市的な行政需要へ対応できる有効活用策の実現を図ること。</p> <p>2つ目は、「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」の基本理念のもと、市民と市の協働による自治活動の促進を図るとともに、施設の維持管理経費の縮減を図るため、市民協働による施設運営を検討すること。</p> <p>3つ目は、本格的な利活用に至るまで相応の時間を要することが想定されることから、一時的な行政需要への対応や一定期間における団体への貸付など、暫定的な利用についても検討する。</p> <p>この様な利活用の方法の他に、コスト面などさまざまな制約がありますが、行政需要への対応や市民協働による活用の必要性が低いと判断された施設については、行財政運営の効率化を図るため、民間事業者等への譲渡を基本とした財産処分も検討してまいります。</p> <p>これらの考え方を基本に、引き続き廃校の有効活用の方策について検討していく。</p>
		閉校となった小中学校の跡地利活用についての検討状況について	<p>旧阿字ヶ浦中学校の跡地活用については、地域から利活用の要望をいただき、副市長を委員長とする庁内部長級の委員で構成された「ひたちなか市学校施設跡地活用検討委員会」において、地域の交流施設として利活用することが決定している。その他の4校についても、同委員会において、市全体の施策との整合性や地域の活性化のほか、地域防災機能の維持など、様々な観点から利活用の可能性を協議している。</p>
		地域移管までのスケジュールについて	<p>旧阿字ヶ浦中学校の地域の交流施設については、地域や庁内関係課からなる「阿字ヶ浦中学校跡地利用検討部会」において、話し合いを進めている。現在は、令和4年度中の開館に向けて、施設の管理運営体制の構築や施設の貸し出しの規模などの確認のほか、管理運営の実務者の選定など準備を整えている。</p> <p>ハード面の整備については、防火設備の改修や地域からの要望としてWi-fi環境の整備や体育館入口のスロープ整備などの工事を進め、令和4年度早々には完成予定としている。</p> <p>今後は、施設運営に係る全般の業務など、引き続き、地域と連携しながら準備を進めていく。</p>

9	魅力ある学校づくり事業について	大内聖仁 議員 (新生ふるさと21)	<p>魅力ある学校づくり事業実績について</p> <p>「魅力ある学校づくり推進事業」は、市独自の取組として市内全小・中・義務教育学校で取り組んでいる。すべての児童生徒にとって居場所があり、「学校に行くのが楽しい」と思えるような学校づくりを目指しており、「新たな不登校児童生徒を出さない」ことを共通目標としている。各学校で行っている教育活動を「児童生徒の目線」で振り返り、教育活動の改善に生かしている。</p> <p>事業実績としては、各学校では「児童生徒の目線」の振り返りとして、児童生徒に対して意識調査を年3回行い、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」の4項目から1つの項目を各校ごとに選択し、児童生徒が項目に対して「当てはまる」と自信をもって答えられるようになるための具体的な手立てを学年ごとに実践している。</p> <p>児童生徒の意識調査の結果では、「学校が楽しい」に「当てはまる」と自信を持って答えた割合は、小学校等で7割強、中学校等で6割弱となっている。各校では、意識調査を基に検証し、教育活動の改善が図れるよう努めております。</p> <p>今後も子供たちの活躍する場や自信を付けさせる活動がしっかり実現されているのか「児童生徒の目線」で、常に振り返ることにより、不登校やいじめの未然防止の取組を充実させてまいります。</p>
		雨澤正 議員 (公明党議員団)	<p>魅力ある学校づくりの具体的な取組について</p> <p>「魅力ある学校づくり推進事業」は、ひたちなか市独自の取組としてすべての児童生徒を対象に「新たな不登校児童生徒を出さない」ことを共通目標に、市内全小・中・義務教育学校で取り組んでいる。児童生徒にとって魅力ある学校であるかを児童生徒の意識調査から検証し、結果を教育活動に生かしていく事業である。</p> <p>各学校では児童生徒の意識調査を年3回行い、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのが楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」の4項目の中から1つの項目を各校ごとに選択し、児童生徒が項目に対して「当てはまる」と自信をもって答えられるようになるための具体的な手立てを学年ごとに考え、実践している。</p> <p>今後も子供たちの活躍する場や自信を付けさせる活動がしっかり実現されているのか「児童生徒の目線」で、常に振り返ることにより、不登校やいじめの未然防止の取組を充実させていく。</p>

No.	質問事項	質問議員	質問要旨	答弁内容
1	保幼小接続について	北原祐二 議員 (日新クラブ)	保幼小接続に関する現状と課題、今後の進め方について	<p>幼児教育は、自発的な遊びの中で育まれた、好奇心や挑戦する心、人と関わる力等が、その後の学校教育での学習や生活の基礎を培っていると考えている。そのため、これらの幼児期の育ちや学びをつなぎ、子供たちが安心して学校生活をスタートできるように、今年度、市の接続カリキュラムを自園化・自校化して、実践している。</p> <p>今年度の夏季休業中には、幼児教育施設と小学校の担当者同士がそれぞれのカリキュラムをもとに、情報を交換したり、共有したりする研修会を開催した。幼児教育と小学校教育における教育内容及び指導方法の違いや共通点等について相互理解を図り、子どもの発達を長期的な視点で捉えて、育てたい姿や身に付けたい力を共有することができた。</p> <p>今年度の課題としては、コロナ禍のため、例年のように幼児と児童との対面での交流活動ができなかったため、交流活動の仕方を工夫したり、保護者の協力を得たりしながら、児童と園児の交流を図った。</p> <p>今後は、各園・各校のカリキュラムが、子どもの実態に即したものになっているか、毎年見直しを図るとともに、交流活動や相互参観を年間計画に位置付けて、実施していく。</p> <p>また、令和4年度より、公立幼稚園の保育公開を毎年1園ずつ実施し、他の幼児教育施設や小学校、地域等に公開する計画を立てている。保育参観を通して、遊びに没頭する中で子どもの学びが成立する姿を共有することで、保幼小が連携して、子どもの「育ち」と「学び」が継続するよう取り組んでいく。</p>
2	小学校5・6年生を対象とした学習支援事業について	雨澤正 議員 (公明党議員団)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題について ・今後の取り組みについて 	<p>本事業の現状については、市内全ての小学校等に拡大した今年度は、市全体で5年生172名、6年生99名が参加し、ボランティアの方51名の協力を得て実施した。今年度は、年間11回を計画していたが、コロナ感染拡大防止対策でリモ実施回数は8回程度であった。1回あたり約2時間の学習では、スモールステップで基礎基本テキストを使用し、自主学習の時間を設けて楽しく学習ができるように支援をしている。今年度はさらに、振り返りカードを活用し、保護者にも取組内容や児童のがんばりを知らせ、ボランティアや保護者からも励ましや称賛を得られる工夫をした。</p> <p>今年度の課題としては、ボランティアが複数校担当しているため、学校の臨時休校等でひたちなか未来塾が休止となった場合、振替日を設定することができなかったことがあげられる。</p> <p>今後の取組としては、事業の充実に向けて、活動休止への代替日設定など学習機会を確保できるよう、ボランティアの確保に努めていく。参加児童やボランティアの意識調査をもとに、学習内容や方法の見直しを行い、自ら学習する習慣づくりや、反復学習の必要性を実感させていく。</p>

令和4年度教育委員会各課主要事業

【目次】

総務課……………	P 1～P 3
文化財室……………	P 4
学校管理課……………	P 5～P 7
保健給食課……………	P 8～P 10
指導課……………	P 11～P 19
青少年課……………	P 20～P 22
中央図書館……………	P 23

ひたちなか市教育委員会

令和4年度の主要事業

総務課

事業名	事業費	事業内容
1 教育委員会会議の運営等 (1) 教育委員会会議等	3,612 千円	(1) 教育委員会会議運営・・・定例会（毎月1回）、臨時会（教育長が必要と認めたとき） (2) 教育委員会規則等の制定及び改廃等 (3) 教育委員会の活性化に向けての取組み ・教育施設の訪問及び懇談会の実施、市ホームページでの活動紹介
(2) 教育に関する事務の管理 及び執行状況の点検・評価 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の活動状況の点検・評価が義務付けられている。	24 千円	教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について点検及び評価を実施するとともに、評価結果をホームページで公表している。 点検項目 ①教育委員会の活動（教育委員会の開催、委員の研修等） ②教育委員会が管理・執行する事務（議案審議の状況） ③教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 ・学校教育振興基本計画中、重点推進事業（26事業） 教育行政点検評価委員（2名） 茨城工業高等専門学校 校長 米倉達広 氏 元市立学校長 宇留野騎一郎 氏
2 総合教育会議の設置運営	—	教育委員会制度改正に伴い、平成27年度、「総合教育会議」が設置され、「ひたちなか市教育の大綱」が策定された。総合教育会議は、首長と教育委員会が協議・調整し、十分な意思疎通を図っていく場となる。令和2年度に実施した総合教育会議での協議を踏まえ、第3次総合計画後期基本計画の教育関連部門の方針に沿った、新たな教育の大綱を策定した。 今年度は、総務部総務課と協議し、教育に関する内容で協議などを行う。
3 市立幼稚園のあり方検討	—	市立幼稚園は、4園に拠点化し令和3年度から、全園で教育時間外の預かり保育を実施している。令和元年度の幼児教育の無償化により、園児数の減少が加速化しており、年度当初の園児数は4園で156名が入園した。今年度より湊三幼で3歳児保育が開始したため、湊一幼の入園児数は減少している。このことを踏まえ、那珂湊地区の幼児教育施設については湊三幼に集約することについて検討する予定である。また、福祉部においても湊第二保育所のあり方について検討することから、那珂湊地区の幼保施設のあり方について一体的に検討することも想定している。

事業名	事業費	事業内容
4 職員労働安全衛生	660 千円	<p>教育委員会事務局は、市長部局から独立して労働安全衛生法に基づく体制の整備を図るとともに、職員労働安全衛生事業を実施している。</p> <p>【職員安全衛生事業予定】</p> <p>令和4年7月 ・安全衛生委員会会議 6～11月 ・職員定期健康診断 12月 ・ストレスチェック結果に基づく面接指導</p> <p>昨年度に引き続き保健師を中心に職場巡視、健康相談、長時間勤務職員に対する面接指導等について取り組む。</p>
5 奨学資金貸与事業	16,702 千円	<p>経済的理由により修学が困難で、かつ、優良な学生等に対して学資を貸与する。</p> <p>【貸与額】</p> <p>・奨学金 専修学校 月額3万円 国公立大 月額3万円 私立大 月額4万円 高等専門学校（4・5年） 月額2万円</p> <p>・入学準備金 専修学校・国公立大 上限30万円 私立大 上限50万円</p> <p>【参考】 令和3年度実績</p> <p>奨学資金貸付者数 私立大14人、国公立3人、専修学校1人 入学準備金貸付者数 私立大2人、国公立1人、専修学校1人</p> <p>コロナ禍等に対応するため奨学金の緊急申請について、昨年度に引き続き周知に努める。</p>
6 奨学金返還支援制度	9,960 千円	<p>本市の将来を支える人材の確保と若者の定住・定職の促進を目的とし、奨学金を返還している方で一定の条件を満たす方に対し、奨学金返済額の一部を助成する。</p> <p>【助成対象】</p> <p>市内に住所がある方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①医療、介護、福祉、教育関係の資格に基づき、市内事業所に勤務する方 ②中小企業の市内事業所に勤務する方 ③市内で農業・水産業等一次産業に従事する方 ④市内で起業し、1年以上事業を継続している方</p> <p>【助成額】</p> <p>申請の前年度に返済した奨学金の額の1/2（上限10万円）・最大8年間</p>

事業名	事業費	事業内容								
7 教育振興大会	315 千円	<p>学校教育の一層の充実、家庭や地域社会との緊密な連携による教育力の向上を目的として、開催しており、スポーツ、芸術文化等で優秀な成績を収めた児童生徒、善行活動を行った児童生徒、個人、団体や、教育に関して優れた研究成果のあった教職員を表彰するとともに、教育の振興に資する行事を実施している。</p> <p>※令和2年度はコロナ禍の影響により中止、表彰は各学校を通して実施した。</p> <p>【令和4年度教育振興大会開催日程】 令和5年2月10日予定 場所：しあわせプラザ</p>								
8 スクールロイヤー業務委託事業	275 千円	<p>いじめや不登校への対応、保護者からの強い要求やクレームへ対応するため、令和2年度に県立高校のスクールロイヤー等を歴任し、学校における法律問題に詳しい有馬 慧 弁護士（水戸市 有馬総合法律事務所）とスクールロイヤー業務委託を締結した。本年度も引き続き契約を更新し、法的な助言等をいただき対応していく。</p> <p>【令和3年度の実績】</p> <table data-bbox="857 742 1171 885"> <tr> <td>保護者対応</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>学校教諭への対応</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>その他の対応</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2 件</td> </tr> </table>	保護者対応	2 件	学校教諭への対応	0 件	その他の対応	0 件	計	2 件
保護者対応	2 件									
学校教諭への対応	0 件									
その他の対応	0 件									
計	2 件									
9 学校施設開放事業の運営	96 千円	<p>各学校施設に体育館等の鍵を収納するBOXを設置し、学校を介することなく各団体が学校体育施設を借用することを可能とした。また、利用団体への対応については、教育委員会事務局総務課で担っており、教職員の業務負担の軽減につながっている。</p> <p>※新型コロナウイルスの感染予防のため利用団体には、施設利用後の消毒を義務付けている。</p>								

令和4年度の主要事業

総務課文化財室

事業名	事業費	事業内容
1 武田氏館運営事業	3,317 千円	(武田氏館運営) ○武田氏館受付等業務委託 (シルバー人材センター)
2 史跡整備及び文化財保護	22,823 千円	(史跡整備事業) ○虎塚古墳壁画保存及び公開・活用 春季3/24 (木)～3/27 (日), 3/31 (木)～4/3 (日) 秋季予定11/3 (木)～6 (日), 11/10日 (木)～13日 (日) ○史跡等の除草, 清掃, 樹木伐採等による維持管理 (多良崎城跡・川子塚古墳・虎塚古墳・馬渡はにわ公園外) (文化財保護事業) ○文化財講座の開催 春季文化財講座 水戸八景等 (6月1日) 秋の講座 (10月下旬) 国立歴史民俗博物館 (佐倉市) 予定 ○文化財指定に向けた調査の継続 (未指定文化財の調査) ○文化財愛護協会補助 (文化財保護管理団体 (19団体) の育成・活動助成) ○歴史民俗資料室の資料整理 ○那珂湊支所展示室での企画展示
3 埋文センター運営及び埋蔵文化財調査事業	60,989 千円	(埋蔵文化財調査センター運営) ○埋蔵文化財調査センター管理業務委託 (市生活・文化・スポーツ公社) ○埋蔵文化財調査センター空調設備更新工事 (2階図書資料室) (埋蔵文化財調査事業) ○市内遺跡発掘調査 (国補助) (35件程度予定)

令和4年度の主要事業

学校管理課

事業名	事業費	事業内容
1 小・中学校適正規模・適正配置の検討	—	<p>○小規模校の適正規模化の検討 「ひたちなか市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針（平成24年2月策定）」に基づき、地域の地理的条件、歴史的な成り立ちによる生活圏や通学距離への配慮などを踏まえ、未来を担う子どもたちのための望ましい教育環境の整備に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○適正規模の基準（学校規模区分） (R4.4.5現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模校 小学校：12～24学級 <u>12校</u> 中学校：9～18学級 <u>4校</u> 義務教育学校 <u>1校</u>（美乃浜学園：18学級） ・小規模校 小学校：11学級以下 <u>4校</u> 中学校：8学級以下 <u>0校</u> 中根小（11学級） 三反田小（6学級） 枝川小（3学級） 那珂湊二小（6学級） ・大規模校 小学校：25～30学級 <u>1校</u> 中学校：19～24学級 <u>3校</u> <p>○適正規模・適正配置に向けた方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の統廃合、通学区域の見直し、学校の再編成・新設 ・保護者や地域住民などとの協議の場を検討していく。 </div>
2 学校等管理用備品の整備	管理備品整備 小学校 17,739千円 中学校 8,902千円 義務教育学校 606千円 幼稚園 1,797千円	<p>○学校・幼稚園の運営に必要な備品の整備</p> <p>(1) 児童生徒用可動式机・椅子等の教室備品，職員室備品，体育館備品等の買い替え</p> <p>(2) 新規管理備品の購入及び学級増に伴う備品の整備 ・教卓，ロッカー，配膳台，児童生徒用机・椅子等</p> <p>(3) 保育用備品，園児用図書，放送設備等の整備</p>

事業名	事業費	事業内容
3 学校教育用備品の整備	学校教育用備品整備 33,123千円 中学校教育用備品整備 26,565千円 義務教育学校教育用備品整備 4,312千円	○学校教育振興のための備品の整備 (1) 教育振興備品の整備 ・教材備品, 楽器等 (2) 理科教育等振興備品の整備 (国庫補助事業) ・理科, 数学の教材備品 (3) 図書の整備 ・学校図書館図書の購入
4 小・中学校 I C T の推進	○A機器リース 小学校 34,410千円 中学校 18,359千円 義務教育学校 7,603千円 校務用パソコン等賃借料 45,130千円 統合型校務支援システム賃借料 21,912千円	○全小・中学校における I C T 機器の整備 (1) ○A機器リース ①教育用タブレット機器及び教育支援ソフト等 ・タブレット P C 1,188台 (教師用) ※ I C T 指導員による支援 (月2日～3日/1校) ②教育支援用ノートパソコン 116台 ③図書管理用パソコン 25台 (2) 教職員用校務用パソコン等 ・教職員用ノートパソコン 860台 ・モノクロプリンター 29台, カラープリンター 44台 (大規模校2台) ・教育ネットワークセンターシステムリース (3) 統合型校務支援システムの導入に係る賃借料 令和2年度4月から運用 ・センターサーバー方式による5年間のライセンス使用 ・システム化校務: 学籍・出欠管理, 成績管理, 保健管理, 徴収金管理等
5 教職員の働き方改革	—	○教職員の働き方改革の取組 出退勤システム, 校務支援システム, 勤務時間外の電話対応自動音声応答装置の導入による検証を行い, 働き方改革を促進する。

事業名	事業費	事業内容
6 施設整備事業 小学校 157,420千円 中学校 134,260千円 幼稚園 6,500千円 令和3年度繰越 小学校 422,240千円 中学校 365,978千円		<p>学校施設の整備については、校長会、園長会からの要望及び年次整備計画を基に現地調査を行い、危険が伴う部分や早急に改修を要する箇所を優先的に実施している。</p> <p>【施設整備工事の主な内容】</p> <p>□小学校</p> <p>《現年予算事業》</p> <p>○三反田小 本館屋上防水・外壁改修工事 図書室・ファンタジールーム床改修工事</p> <p>○市毛小 防火扉改修工事</p> <p>○前渡小 南校舎西棟屋上防水・外壁改修工事</p> <p>○田彦小 ジャングルジム設置工事 給水管切り回し工事</p> <p> 消火栓ポンプ・配管改修工事</p> <p>○外野小 受水槽・ポンプ交換工事 給食仮荷受所整備工事</p> <p>○那珂湊第一小 すべり台設置工事 渡り廊下改築工事 擁壁改修工事</p> <p>○各小学校（勝倉，市毛，前渡，堀口，高野，長堀，外野，湊一） 外灯支柱等改修工事</p> <p>《繰越予算事業》</p> <p>○佐野小 フェンス改修工事</p> <p>○堀口小 給水管改修工事</p> <p>○田彦小 体育倉庫改築工事</p> <p>○津田小 3号棟階段床改修工事</p> <p>○長堀小 給食室改修工事 防火設備等改修工事</p> <p>○那珂湊第一小 北側擁壁改修工事</p> <p>□中学校</p> <p>《現年予算事業》</p> <p>○勝田第二中 2号館屋上防水・外壁改修工事 プール改修工事</p> <p> 給食仮荷受所整備工事</p> <p>○勝田第三中 階段床改修工事</p> <p>○佐野中 C棟屋上防水・外壁改修工事</p> <p>○大島中 フェンス改修工事</p> <p>○那珂湊中 武道場登りロープ改修工事</p> <p>○各中学校（一中，三中） 外灯支柱等改修工事</p> <p>《繰越予算事業》</p> <p>○佐野中学校 給食室改修工事 防火設備等改修工事</p> <p>□幼稚園</p> <p>《現年予算事業》</p> <p>○湊第一幼稚園 門扉改修工事</p> <p>○湊第三幼稚園 総合遊具設置工事</p>

令和4年度の主要事業

保健給食課

事業名	事業費	事業内容
<p>1 学校給食用備品の整備</p>	<p>【改修校】 小学校給食用機械器具類整備 (消耗品) 7,000千円 (備品) 80,798千円 中学校給食用機械器具類整備 (消耗品) 9,200千円 (備品) 108,449千円 【単独校】 小学校給食用 (消耗品) 5,000千円 (備品) 2,121千円 中学校給食用 (消耗品) 800千円 (備品) 1,550千円</p>	<p>○学校給食用備品等の整備 (1) 給食室の改修に伴う学校給食用消耗品, 備品の整備 ・長堀小, 佐野中 (2) ドライ化運用, 食中毒予防対策等のための給食用器具等 ・食缶等買替(三反田小学校外) ・器具類補充・買替え(中根小, 勝田一中外) ・食器洗浄機用ブラシ(中根小, 三反田小, 勝田一中外)</p>
<p>2 学校給食室の環境整備</p>	<p>給食室エアコン賃借料 (小学校) 2,878千円 (中学校) 1,914千円</p>	<p>○給食室における学校給食衛生管理基準の順守及び調理員の労働環境改善のため, 給食室改修までの期間, 空調設備を設置する (1) 給食室エアコンリース料 ・小学校5校, 中学校3校</p>
<p>3 学校給食の内容充実</p>		<p>○学校給食の内容充実の検討 (1) 学校給食実施基準での給食の提供 学校給食で摂取する各種栄養素は, 学校給食摂取基準により定められており, なかでも塩分については, 生活習慣病に関連することから基準値以内に抑えることを目標に献立を工夫し, 減塩対策を進める。 (2) 地域の農水産物を活用した給食の提供 地域の産業等に関する理解を深め, 生産者への感謝の心, 郷土愛を醸成するため, J A常陸, 那珂湊漁場協同組合女性部と連携し, 地場産の野菜や魚を使った献立の開発をする。</p>

事業名	事業費	事業内容
		<p>(3) 自校炊飯の導入 学校給食の主食を発注していた炊飯業者2社のうち1社が令和元年度途中で学校給食から撤退し、パン業者2社のうち1社が従業員の高齢化等を理由に給食センターの廃止時期をもって廃業の意向を示していることから、将来に向けて安定的に主食を提供できる体制を確保するため、順次自校炊飯を導入することとする。このため、令和4年度に給食室改修を行う長堀小学校及び佐野中学校において令和5年度の供用開始にあわせて自校炊飯を導入する。</p> <p>(4) 公会計化の検討 公会計化については、令和6年度本格稼働を目指して、給食費管理システムの導入・稼働に向けた調整を行うとともに、徴収対応・未納等対応について検討する。また、教育委員会内における体制の構築を目指すとともに、市長部局等との連携体制を構築していく。</p>
4 就学援助費・特別支援教育 就学奨励費の支給	小学校就学援助費 42,888千円 中学校就学援助費 50,373千円 義務教育学校就学奨励費 5,026千円 小学校特別支援教育就学奨励費 8,564千円 中学校特別支援教育就学奨励費 6,753千円 義務教育学校特別支援教育就学奨励費 1,194千円	<p>○経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対する援助</p> <p>(1) 要保護就学援助費〔国庫補助事業〕 (生活保護法による教育扶助を受けている世帯) ・医療費、修学旅行費(中学校のみ)、オンライン学習通信費</p> <p>(2) 準要保護就学援助費 (前年収入、事業所得が生活保護法による最低生活費の1.4倍未満の世帯) ・学用品費等、新入学学用品費等(入学後・入学前)、学校給食費、宿泊校外活動費、医療費、体育実技用具費(中学校のみ)、修学旅行費(中学校のみ)、クラブ活動費、児童生徒会費、PTA会費、卒業アルバム、オンライン学習通信費 ・令和元年10月の生活保護基準の見直しに伴い、出来る限りその影響が及ばないよう、新旧基準を併用し対応。 ・家庭でのオンライン学習環境支援のため、令和3年度からオンライン学習通信費を対象費目に追加。</p> <p>○特別支援学級に就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減する</p> <p>(1) 特別支援教育就学奨励費〔国庫補助事業〕 (前年所得が生活保護法による最低生活費の2.5倍未満の世帯) ・学用品費等、新入学学用品費等、学校給食費、宿泊校外活動費、修学旅行費(中学校のみ)…5費目とも就学援助費の1/2を限度として支給</p>

令和4年度の主要事業

指導課

事業名	事業費	事業内容
1 ICT教育推進事業	644千円 ＊研究推進校 378千円 ＊ICT教育専門研究会 222千円 ＊講師謝金 22千円×2回	◎ ICT教育推進委員会を中心に、GIGAスクール構想等のICT教育について、組織的・計画的に推進する。 (1) 教員のICT活用指導力の向上 教員のICT活用指導力の向上させるために、オンライン研修や対面研修、校内研修等を充実させる。 (2) 教員のサポート体制の充実 ICTサポーターによる教員の支援だけではなく、教育研究所の情報教育アドバイザーとスマイルスタディ・サポーターの定期的な学校訪問支援を実施する。 (3) 調査研究の推進 ICT教育専門研究会において、スタディ・ログ（学習履歴）を活用した個別最適な学び、生活科・総合的な学習の時間を中心とした協働的・探究的な学び、反転学習等の家庭学習、特別活動でのICT活用等について調査・研究する。
2 研究推進校事業	378千円	◎ 令和4年度は次の研究推進校事業を実施する。 (1) 教育課程に係る研究推進校・・・1校（中学校（義務教育学校後期課程） 2年継続の1年目） 新学習指導要領に沿った指導方法・評価の在り方など実践的な研究を推進する。（ICT活用） ※過去5年間の研究推進校 教育課程の工夫改善（ICT活用）（R2・3 中根小） 外国語・外国語活動（H30・R元 堀口小） 学級づくり（H28・29 三反田小、津田小） （H29・30 外野小）（H30・R元 田彦小） 小中連携（H28・29 前渡小・三中、平磯小・磯崎小・平磯中）
3 英語教育推進事業	92,570千円	◎ 早期からの外国語・異文化体験を積み重ね、グローバル社会を生き抜くコミュニケーション能力を育成する。 (1) 英語指導助手配置事業 ○学校及び義務教育学校後期課程の英語指導並びに小学校及び義務教育学校前期課程における外国語活動・外国語科の指導の充実、幼稚園における国際教育の啓発・推進を図る。 ○AET22人を市内全小・中学校等への派遣を業者と契約 ・中学校等：各学級に年間35時間程度配置 ・小学校等：3・4年生で年間35単位時間の外国語活動、5・6年生で70単位時間の外国語に加えて、1・2学年における外国語活動（年間10回程度）を実施し活用する。

事業名	事業費	事業内容
		(2) 小中学校における授業支援及び校内研修支援 (3) 幼小中連携の推進 (4) 指導力向上・英語力向上のための教員研修の実施 (5) ICTの活用推進，県プレゼンテーションフォーラム及び市大会実施に向けた取組
4 スマイルスタディ・サポーター事業	33,881千円	◎ 市独自の非常勤講師スマイルスタディ・サポーター12名を配置し，少人数指導やティーム・ティーチングなどによる個に応じた指導やICT活用の支援により，教員がICTを活用した指導方法の改善をし，児童生徒の学力向上（知識及び技能の習得や思考力，判断力及び表現力の育成，ICT活用能力の育成）を図る。 (1) 1日6時間程度，週5日，38週（1週30時間程度勤務，年間1,140時間） (2) 勤務校長の指導監督のもと，次の職務を行う。 ①各教科等における学習指導 ②教材等の作成 ③タブレットを活用した授業支援 ④その他校長の命ずる教育活動 (3) 令和4年度配置校 《県の少人数加配のない小学校》 中根小，勝倉小，三反田小，枝川小，堀口小，高野小，長堀小 那珂湊一小，那珂湊第二小，那珂湊第三小，美乃浜学園 《ICTによる学力向上を推進する学校》 東石川小，市毛小，前渡小，佐野小，田彦小，津田小，外野小 勝田一中，勝田二中，勝田三中，佐野中，大島中，田彦中，那珂湊中
5 司書教諭補助員配置事業	4,366千円	◎ 市内小中学校に司書教諭補助員を配置し，司書教諭と連携しながら授業における学校図書等の情報の提供，学校図書館の環境整備を実施することにより，読書活動の推進と学習指導の充実を図る。 (1) 勤務態様 1日6時間，週4日以内，年間150日以内 (2) 勤務内容 補助員5名で市内を巡回し，次の業務を行う。 ①教師の要請に応じた授業における図書情報の提供 ②市内小中学校の学校図書館蔵書の管理 ③学校図書館の環境整備 ④図書貸出・返却等の補助 ⑤司書教諭と情報交換の実施 ⑥その他，読書活動の推進にかかること

事業名	事業費	事業内容
6 日本語指導協力者活用事業	1,382千円	<p>◎ 日本語指導を必要とする幼児や児童生徒のいる園及び学校へ協力者を派遣して、学習指導・生活指導の支援をする。</p> <p>(1) 一人の児童生徒に対して、協力者を週1回45回程度派遣する。 ただし、児童・生徒の実態により回数が増減をし、特に新規の児童生徒へは、日本語指導を充実させ、早い時期での学校生活への適応を図る。 1回の指導時間は1時間を目安とする。</p> <p>(2) 日本語指導協力者は、市民活動課の「国際交流ボランティアバンク」に所属している方である。全員、「日本語指導養成講座」を受講済みの方である。</p> <p>(3) 日本語指導協力者の研修会を年間3回実施している。</p> <p>(4) 低学年の教科書を題材に、ひらがなやカタカナ、やさしい漢字などを読んだり書いたりできるように支援している。</p> <p>【令和4年 日本語指導が必要な児童生徒】22名 カク語：9人 ポルトガル語：3人 中国語：2人 他8名予定（言語は不明）</p>
7 学習支援事業	10,314千円	<p>◎ 家庭における生活環境が児童の学習の遅れにつながるケースがあることから、教育委員会・学校・市民の連携により、小学校5・6年生を対象に放課後の空き教室を利用した学習支援を実施し、児童の学習・日常生活の習慣の確立及び学習意欲の向上を図る。</p> <p>(1) 対象児童 小学校第5, 6学年（学習塾、家庭教師を利用している者は除く）</p> <p>(2) 実施学校 市内小学校, 義務教育学校の全18校</p> <p>(3) 実施時期 令和4年5月～令和5年3月</p> <p>(4) 実施回数 隔週1回。参加児童は1校20人以内。</p> <p>(5) 活動時間 放課後から2時間程度</p> <p>(6) 実施体制 (教育委員会) 事業に係る予算の計上, 事業の管理・運営, 学校との連携・調整, 教員OBなど学習ボランティアの公募等を行う。 (学校) 学習支援の場の提供, 学力低下が見られる児童生徒の選定及び募集の協力, 必要に応じて子供の情報提供等を行う。</p>

事業名	事業費	事業内容
8 不登校対策支援事業	33,211千円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 令和3年度本市不登校児童生徒数（年間30日以上欠席） 小学校109名（1.34），中学校176名（4.32），合計285名（2.32） ※（ ）は100人当たりの出現率 </div>
①心のサポーター	1,907千円	◎ 長期欠席傾向の児童生徒に対し、心のサポーター（5名）が学校と連携しながら家庭訪問等を実施して、状況の改善に向けて支援する。 （1）年間280時間，週3日程度，1日4時間程度 （2）教育研究所長の指導監督のもと，次の職務を行う。 ①対象児童生徒宅への家庭訪問（話し相手，遊び相手，運動・散歩等） ②対象児童生徒の集団生活適応に向けての支援 ③勤務校における担任等との打合せ等
②絆サポーター	2,044千円	◎ 絆サポーター（2名）を，那珂湊中を拠点として那珂湊中学校区内の学校に派遣し，学校と連携して不登校児童生徒の再登校及び再発・発生防止に向けて支援する。 （1）年間800時間，週3～4日，1日6時間程度 （2）教育研究所長の指導監督のもと，次の職務を行う。 ①不登校の早期対応（対象生徒の状態に合わせて対応形態を工夫する） ・相談室対応，家庭訪問，保護者面談，本人面談 ②不登校の未然防止（対象生徒の状態に合わせて対応時間を工夫する） ・対象児童生徒の行動観察，学級内の人間関係の観察，校内巡回，適度な声かけ 気になる生徒について教職員からの相談対応，学年会等への参加，学区内の小学校訪問
③心の教室相談員	7,502千円	◎ いじめや不登校などの問題への対応を図るため，地域の人材等を活用し，児童や保護者，教職員からの相談に当たり，未然防止やその解消に努める。【4名】 （1）年間510時間，週3～4日，1日4時間程度 （2）教育研究所長の指導監督のもと，次の職務を行う。 ①児童生徒の悩みの相談 ②保護者や教職員からの相談対応 ③児童の登校に向けた支援 ◎ 教育・福祉の両面において，専門的な知識及び経験を有する地域の人材等を活用し，問題の背景や原因を見極めた上で，環境改善や関係機関等とのネットワークの構築など，関係機関と連携した対応により問題の解決を図る。【2名（家庭相談員）】 （1）1日6時間，1名3日・1名2日（※週1日ずつ2名。3名体制），50週

事業名	事業費	事業内容
<p>④教育相談員</p> <p>⑤いじめ・不登校相談センター 「カウンセリングアドバイザー」</p>	<p>18,448千円</p> <p>3,310千円</p>	<p>(2) 教育研究所長の指導監督のもと、次の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱える児童生徒の相談や支援（家庭訪問、環境調査等）、環境への働きかけ ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ・学校内におけるチーム体制の構築、支援 ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ・教職員等への研修活動 など <p>◎ 幼児・児童生徒の教育上の諸問題について、教育相談員6名が来所や電話による相談及び学校訪問により、幼児児童生徒及び保護者、教職員からの相談に適切に対応する。 教育支援センターで心の居場所をつくり、社会的自立に向けた支援を行う。</p> <p>(1) いちよう広場の開設：月～金曜日 (2) 教育相談（電話・来所相談）：月～土曜日 対象：本市在住の児童生徒や保護者、教員</p> <p>◎ 教育研究所に、臨床心理士の資格をもつカウンセリングアドバイザー（2名）を配置し、いじめや不登校、発達障害による学校不適應等の幼児児童生徒やその保護者、担任等に対して、専門的な見地から助言を行い、早期対応に努める。</p> <p>(1) 令和4年4月～令和5年3月（年間で330時間） (2) 教育研究所長の指導監督のもと、次の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒や保護者、教職員のカウンセリング ②教職員研修等での助言 ③その他（緊急的な事件・事故への対応等） <p>(3) カウンセリングは来所相談とする。</p>
<p>9 魅力ある学校づくり推進事業</p>	<p>311千円</p>	<p>◎ 全ての児童生徒を対象とした「授業づくり」や「集団づくり」を進めることにより、不登校やいじめ等の未然防止につながる魅力ある学校づくりを推進する。</p> <p>(1) 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒にとっての魅力ある学校づくりを推進するための、各学校の創意工夫を生かした取組を行う。 ②不登校やいじめ等の未然防止につながる小中連携や小小連携の効果的な取組を行う。 ③年間3回の意識調査・PDCAシート等を活用したPDCAサイクルに基づく計画的、組織的な取組を行う。 ④不登校やいじめ等の未然防止につながる魅力ある学校づくりの取組の評価方法の在り方・児童生徒の意識調査を学期ごとに行い、子供たちの活躍する場や自信を付けさせる活動が提供されているのか、「児童生徒目線」で常に振り返る。

事業名	事業費	事業内容
		<p> <input type="checkbox"/> 意識調査 年3回 7月+12月+3月（3月調査を次年度の計画に生かす。） <input type="checkbox"/> 意識調査の結果をもとに実態把握⇒教職員で行動計画を立てP D C Aシートを作成する。 <input type="checkbox"/> 教職員全員で行動計画の取組を実行し、その結果を学年ごとに教職員全員で点検して取組を見直し、P D C Aシートの行動計画に反映させる。 </p> <p> (2) 過去5年間の不登校新規者数 年度（<u>小学校不登校新規者数</u>+<u>中学校不登校新規者数</u>=新規者数合計） H28（6名+39名=45名） H29（27名+50名=77名） H30（46名+64名=110名） R1（39名+36名=75名） R2（24名+29名=53名） R3（48名+69名=117名） </p>
10 笑顔プロジェクト	88千円	<p>◎ 児童生徒が自分たちの学校生活をより楽しくより豊かにするために、児童会・生徒会が中心となって学校に笑顔が広がる取組を考え、自発的・自治的に活動することができるようにする。</p> <p>(1) 教育研究会特別活動研究部との共催による笑顔サミット等において、学級活動や児童会・生徒会活動で取り組むいじめ対応についての協議や各校笑顔プロジェクトの情報交換を行う。</p> <p>(2) いじめ未然防止啓発ポスターや各校の取組報告を地域等に発信し、学校・家庭・地域が一体となったいじめ未然防止や「笑顔の力を広げよう」の取組を行う。</p>
11 いじめ問題対策推進事業	203千円	<p>◎ いじめ防止対策推進法の策定を受け、「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめ問題の未然防止や早期発見、重大事態への対応及び同種事案の再発防止を図り、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。※平成29年3月議会で条例制定</p> <p>【いじめ問題対策連絡協議会】（報償） 年2回開催 (1) 構成員 教育委員会、学校関係、市社会福祉課（児童福祉課）、警察等の関係機関、児童相談所、水戸地方法務局、その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>【いじめ問題調査委員会】（報酬） (1) 構成員 5名 大学教授、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士 (2) 任期 2年（R4.2～R6.2 2名 R4.3～R6.3 2名 R4.4～R6.4 1名）</p>

事業名	事業費	事業内容
1 2 地域で支える生徒指導推進事業	632千円	<p>◎ 家庭，地域社会，学校，関係機関・団体等が相互に連携を密にしながら，生徒指導の一層の充実を図る。（平成11年度から実施）</p> <p>(1) 組織の編制 ・青少年部会 ・青少年相談員 ・自治会 ・おやじの会 等</p> <p>(2) 取組内容</p> <p>① 青少年の健全育成 ・「笑顔プロジェクト」との関連を図り，学校での取組の地域への発信及び連携強化 ・防犯パトロール・校外，祭り等の巡視 ・中学校区講演会 等</p> <p>② 児童生徒の安全確保 ・「子どもを守る110番の家」リーフレットを活用した協力家庭等の確保(目標数：2,000か所) ・立哨指導(登下校)・学区内巡視・危険箇所点検(安全マップ)・「子どもを守る110番の家」</p> <p>③ 公共マナーの向上 ・あいさつ運動 ・クリーン作戦 ・さわやかマナーアップ運動 等</p> <p>④ 校内生徒指導体制の充実，教員の資質向上，PTAや地域・学校の連携 ・中，義務教育学校区単位で「生徒指導に関する研修会(講演会)」の実施(年1回)</p> <p>(3) 平成23年度からの取組</p> <p>① 中学校区で行動目標の設定 ② 児童生徒のボランティア活動の収集</p>
1 3 学校介助員配置事業	98,736千円	<p>◎ 小中学校の通常の学級及び特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒を援助し，適正な教育活動の充実を図る。</p> <p>令和4年度 看護師1名，介助員87名配置(内83名は4月配置予定，4名は5月配置予定)</p> <p>(1) 勤務態様</p> <p>介助員① 1日6時間以内，週5日以内，週30時間未満 年間 900時間 介助員② 1日7時間以内，週5日以内，週35時間未満 年間1,400時間 (4名) 学校看護師 1日7時間以内，週5日以内，週35時間未満 年間1,400時間 (1名) 勤務日及び勤務時間は，学校及び地域の実情に応じて学校長が定める。</p> <p>(2) 職務内容</p> <p>・身辺処理の介助 ・校内移動の介助 ・危険行動防止等の安全配慮 ・教材・教具の作成 ・医療的ケア(学校看護師) 等</p> <p>※令和3年度 学校介助員80名で155名の児童生徒を介助</p>

事業名	事業費	事業内容
<p>1 4 部活動指導者支援事業</p> <p>(1) 部活動外部指導者</p> <p>(2) 部活動指導員</p>	<p>1,660千円</p> <p>2,051千円</p>	<p>(1) 部活動外部指導者（32人） 部活動における専門技術指導を必要とする小中学校に、地域の優秀な指導者を派遣し、児童生徒の育成並びに学校と地域社会の連携の促進を図る。 <令和4年度配置校> 勝田第一中、勝田第二中、勝田第三中、佐野中、大島中、田彦中、那珂湊中</p> <p>(2) 部活動指導員（3人） 地域人材を部活動指導員として中学校に配置し、部活動の円滑な運営及び教員の「働き方改革」の実現を図る。 <令和4年度配置校> 勝田第一中（体操競技部） 勝田第二中（ソフトボール部） 美乃浜学園（女子バスケットボール部）</p>
<p>1 5 コミュニティスクール運営事業</p>	<p>1135千円</p>	<p>◎ 各学校に学校運営協議会を設置し、保護者や住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することでニーズを的確にさせ、より良い教育の実現を目指す。</p> <p>(1) 「学校運営協議会」の機能</p> <p>①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。 ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。 ③教職員の任用について教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。</p> <p>(2) 学校運営協議会委員の選出，委嘱 ・各校5名（美乃浜学園は9名）で学校長が推薦し，年度始めに教育委員会が委嘱する。 1期2年とし，再任は1回とする。</p> <p>(3) 学校運営協議会委員構成 ・外部委員は5名，学校関係者2名以上で構成する。（美乃浜学園の外部委員は9名）</p> <p>(4) 報酬 ・10,000円（年間）／外部委員1人当たり</p> <p>(5) 活動内容 第1回（4月頃）：学校運営協議会委員委嘱状交付，学校運営の基本方針の承認 第2回（7月頃）：学校運営に関する協議（夏季休業中の地域の行事や運動会等） 第3回（11月頃）：学校運営に関する協議（学校運営進捗状況についての協議） 第4回（2月頃）：学校運営に関する協議（次年度計画も含む） 学校運営に対する評価（次年度計画に反映させる）</p>

事業名	事業費	事業内容
16 保幼小中連携・連携プロジェクト	40千円	<p>◎ 各種研修を通して、保幼小中連携・接続の強化及び発達や学びの連続性を踏まえた教育を行うことで、子供たちの自立や成長を促す。</p> <p>(1) ひたちなか市保幼小接続連絡協議会《管理職部会・担当者部会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職部会（市内各幼児教育施設長，小・義務教育学校長） 講演会や情報交換会等を実施 ・担当者部会（市内各幼児教育施設5歳児担当者，市内各小・義務教育学校1学年担当者） 研究協議及び情報交換会を実施 <p>(2) 保幼小交流～一緒に遊ぼう～ 保育所，幼稚園，小学校，幼児と児童，職員の交流活動を定期的に計画，実施</p> <p>(3) 幼小交流～小学校教員の保育参加～ 公立幼稚園教諭が小学校で、授業参観・参加をし，小学校につながる学びや育ちについて理解を深める。</p> <p>(4) 幼中交流～ABCで遊ぼう～ 中学校英語科担当教員が年2回公立幼稚園で英語を使った遊びを実践する。</p>

令和4年度の主要事業

青少年課

事業名	事業費	事業内容
1 放課後子ども総合プラン事業	555,308 千円	児童福祉法、ひたちなか市放課後児童健全育成事業、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため実施。
(1) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	302,999 千円	1 市内小学校及び義務教育学校前期課程18校で開設(対象:小学1~6年生) ・利用承認児童 令和4年4月1日現在 定員2,606人中2,322人 ・放課後児童支援員 会計年度任用職員113人,有償ボランティア123人(4月1日現在) ・開設時間 授業終了後から午後6時まで(授業のない日は,午前8時から午後6時まで) ・開催日 平日,長期休業日(学年始休業,夏季休業,冬季休業,学年末休業) 毎月第1土曜日,創立記念日,学校行事等による振替休業日,県民の日
	1,525 千円	2 支援員補助員の確保 長期休業期間中に人材派遣会社を活用し支援員,補助員を確保
	392 千円	3 放課後学童クラブ支援充実委託事業(高専連携事業) 小学校2校(長堀小,東石川小予定)で実験教室を開催
	217,073 千円	4 民間学童クラブ(11事業所・20クラブ)に対し,運営補助を行う。 なお,学童保育ベルワンキッズ*,とびうお学童クラブ*については放課後児童健全育成事業の開始届のみ(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するときは,同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出が必要)。 ・学童保育エレメンタリークラブ×2 ・はなのわ学童クラブ ・あずみの森学童クラブ×5 ・あっぷるキッズクラブ×2 ・平磯学童クラブかもめ×2 ・なかや学童クラブ ・フレンドスクール×3 ・きっずセンター学童クラブ ・おーくす佐野学童クラブ ・夢ある学童 ・めぐみクラブ ・学童保育ベルワンキッズ* ・とびうお学童クラブ*
	4,807 千円	5 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金 民間学童クラブに勤務する支援員等の処遇改善(月給等の増額)のための経費を補助
	1,918 千円	6 備品購入費
	26,594 千円	7 その他経費 通信運搬費,使用料,消耗品など

事業名	事業費	事業内容
2 青少年育成 (1) 青少年育成事業 (2) 子どもの遊び場整備	3,689 千円 198 千円 90 千円 430 千円 2,457 千円 50 千円 90 千円 374 千円	様々な活動や体験を通して青少年の生きる力を育む。 1 仕事体験交流事業 8月 ひたちなか海浜鉄道 市内に在住する小学5・6年生対象 2 体験学習事業 国営ひたち海浜公園と連携し、親子参加型の体験学習事業を実施 ①コキアの苗植付体験(6月) ②沢田湧水地観察会(9月) ③ネモフィラの種まき体験(11月) ④射爆場監視所跡見学会(3月) 3 青少年のための科学の祭典ひたちなか大会(11月5日(土), 11月6日(日)(予定)) 青少年が科学に興味を持ち、科学技術に親しむ環境を育むことを目的として産業交流フェアと同時開催 4 20歳の集い(仮称):令和5年1月8日(日) 文化会館 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(約1,900名)が対象 実行委員18名が企画運営, 式典及びアトラクション・記念品配布 5 ユネスコ協会補助金 6 その他 大型プリンター用インクカートリッジ 子どもの遊び場遊具点検委託(1箇所), 老朽化による遊具撤去費
3 青少年団体育成	1,863 千円	各種青少年団体等補助金 ①ガールスカウト茨城県第14団委員会 240 千円 ②日本ボーイスカウト茨城県連盟ひたちなか第1団 240 千円 ③ひたちなかりーダーズクラブ(旧高校生会) 100 千円 ④ひたちなか市子ども会育成連合会 1,000 千円 ⑤ひたちなか少年少女発明クラブ 60 千円

事業名	事業費	事業内容
4 青少年相談	9,864 千円	青少年相談事業 ①特別青少年相談員 3 名による相談業務（電話・面談・メール） 相談件数 150 件（令和 3 年度実績） ・電話・面談相談（149 件） 受付日時 月曜日～金曜日 8:30～17:00, 土曜日 8:30～12:00（日曜日, 祝日を除く。） ・メールによる相談（1 件） ②特別青少年相談員, 青少年相談員 60 名による街頭指導の実施 107 回（令和 3 年度実績）
5 地域学校協働活動	—	コミュニティスクールでの協議において学校を含めたコンセンサスが図られた上で, 令和 5 年度以降予算要求をする。

事業名	事業費	事業内容
1 図書館運営	252,800 千円	<p>市立図書館として、中央図書館・那珂湊図書館・佐野図書館の3館と津田分室を設置しており、維持管理を含め適切な運営に努める。</p> <p>①開館日 平日：午前9時から午後7時まで 土・日・祝日：午前9時から午後5時まで</p> <p>②休館日 毎週月曜日（定期休館日） 毎月第4木曜日（図書整理日） 5月の国民の祝日 年末年始 特別整理期間（年1回10日以内）</p> <p>③入館者数 358,021人 貸出資料数 705,121点 総資料数 503,383点（令和3年度実績）</p>
2 図書充実	30,000 千円	<p>図書資料の新鮮度を保ち内容の充実を図るため、図書資料及び視聴覚資料を購入し魅力ある図書館運営に努める。</p> <p>①図書購入費 28,000 千円（購入冊数 約16,400冊） ②視聴覚資料購入費 2,000 千円（購入点数 約350点）</p>
3 図書館読書振興	327 千円	<p>本や読書に関連づけた講座等の開催を通して読書振興と図書館の利用拡大を図る。</p> <p>①中央図書館：文学講座・図書館活用講座等 150 千円 ②那珂湊図書館：文芸ライブ・地域の活動を学ぶ会 40 千円 ③佐野図書館：おとなの音読会、映画講演会、ふるさと講座など 94 千円 その他消耗品等 43 千円</p>
4 図書館施設整備	1,165 千円	<p>①那珂湊図書館：放送設備機器更新（プログラムタイマー） 390 千円 ②佐野図書館：大型絵本用書架購入 775 千円</p>
5 子ども読書活動推進	895 千円	<p>子ども読書活動推進計画に基づく施策の取組みを通して、子どもの読書活動の推進を図る。</p> <p>①読み聞かせボランティアの定例読み聞かせへの謝礼など 234 千円 こどもの読書週間、夏休み等における体験教室など 495 千円 （家読の楽しみ方講座、手作り絵本教室、高専連携子ども講座、読書感想文の書き方教室など） ②ハッピーバッグ事業（図書3冊セット、こどもの読書週間、秋の読書週間、お正月） 16 千円 ③学校支援・おはなしおとどけ便事業 150 千円 （小中学校へのテーマ別図書パックの配送貸出サービス、幼稚園・保育所（園）等への大型絵本等の配送貸出サービス）</p>

令和4年4月26日
中央図書館

ひたちなか市第3次子ども読書活動推進計画について(概要)

1 計画策定の背景

平成29年に「ひたちなか市第2次子ども読書活動推進計画」を策定し、本年3月末をもって計画期間が満了となることから、引き続き市の子どもの読書活動を計画的に推進するため、「ひたちなか市第3次子ども読書活動推進計画」を策定する。

2 計画の期間

令和4年4月からおおむね5年間

3 策定の経過

○子ども読書活動推進会議

関係部署及び社会教育関係者 2回/年実施。

○アンケート調査

小中学生, 幼稚園・保育所(園)教職員, 小・中学校教員, 保護者, 高校生
市民, 読み聞かせボランティア

6,244名回答

○パブリック・コメント

令和3年12月10日～令和4年1月8日実施【意見提出 9件】

4 基本方針

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供
- (2) 読書に関わる環境の整備と充実
- (3) 学校における読書活動の充実

5 重点施策

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供
 - ①家読(うちどく)の推進
 - ②保護者等への子ども読書活動推進事業の啓発
- (2) 読書に関わる環境の整備と充実
 - ①図書館サービス拠点の充実
 - ②学校図書館との連携
- (3) 学校における読書活動の充実
 - ①学校図書館の「情報センター」としての役割強化